

# 科目評価、進級、卒業要件等

## 学則 第3章 教育課程、授業時間及び教職員組織

(単位取得の認定、学習の評価)

第12条 学校長は、試験の成績、平素の学習状況、出席状況等を総合評価し、該当科目の単位の認定を行う。

- 2 出席時間数が第8条に定める時間数の10分の7に満たない者については、当該科目の単位の認定をしない。
- 3 試験の成績は授業科目ごとに100点満点とし、60点以上を合格とする。ただしその評価については別に定める。

## 学則施行細則 第2章 評価基準 (科目評価)

(科目評価)

第5条 各科目については評価試験を行い、確認試験と期末試験の合計(100点満点)でAからFの6段階評価で評定する。

2. A・B・C・Dを合格とし、E・Fを不合格とする。

A — 90点～100点	}	合格
B — 80点～89点		
C — 70点～79点		
D — 60点～69点		
E — 出席不良	}	不合格
F — 59点以下 (不合格)		

3. 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点(いわゆるGrade Point Averageに相当するもの。以下「GPA」という。)を用いる。
4. 前項に定めるGPAは、2項の成績評価に以下の評価点をそれぞれ与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。  
A-4.0 B-3.0 C-2.0 D-1.0 E-0 F-0
5. GPA対象以外の科目については次の評価基準とする。  
S — 合格 (ABC等の段階評価なし)  
U — 不合格 (ABC等の段階評価なし)  
TC — 他校等で履修した単位の認定  
尚、柔道整復師科および鍼灸師科の基礎分野科目のうち、柔道整復師科は3科目、鍼灸師科は2科目について、放送大学の科目履修をもって単位とすることとする。  
その成績基準は次のように行う。

放送大学学則による成績評価基準 ⇒ 本校での成績換算 (第4条の内容)

○A (100点～90点)	⇒A	}	合格
A (89点～80点)	⇒B		
B (79点～70点)	⇒C		
C (69点～60点)	⇒D		
D (59点～50点)	⇒F	}	不合格
E (49点～0点)	⇒F		

(学外での現場実習評価)

第6条 実習評価は実習施設等の評価、実習記録・日誌の内容、実習後レポートを総合し、学科毎の実習要項内の規程で担任が評価する。

2. 前項の評価に実習開始前及び実習終了後の試験を含めることができる。
3. 実習指導の科目がある場合は実習とは別に評価する。
4. 評価基準(A～F)は、学則施行細則第5条2項を準用する。
5. 実習参加の条件は以下の項目の全てを満たす者であり、これを満たさない者が実習を行った場合は無

効となる。

- (1) 実習までの履修科目の出席率がすべて良好である者。
  - (2) 実習に対して十分な目的意識とやる気を有していると判断された者。
  - (3) 実習に耐えうる健康状態である者。
  - (4) 身なりや態度が実習に臨むにふさわしいと判断された者。
  - (5) 第2項に定める実習前試験をおこなう場合は、これに合格した者。
  - (6) 学費の未納がなく、計画通りに納入されている者。
6. 前項の実習参加の判定は、教務部長が行う。
  7. 実習の出席時間数が必要時間数に満たない者は、修了の認定を行わない。ただし、教務部長の判断により、再実習を行う場合がある。
  8. 実習指導の科目及び実習前教育・実習後教育を行う場合、出席時間数が学則に規定する要時間数に満たない場合は当該科目修了の認定を行わない。
  9. 理学療法士科Ⅰ・Ⅱ部、理学療法士科、スポーツ理学療法士科は臨床評価実習までのすべての必修科目を修得していない場合、実習を行うことはできない

(評価試験の受験資格) ※評価試験とは確認試験・期末試験をいう。

- 第7条 1つの学期につき、同一科目の出席率が70%未満の者は評価しない（E評価）
2. 第5条に掲げる科目評価のうち確認試験とは小テスト・中間試験・レポートを指し、必要に応じて1回以上は実施する。
  3. 本校への学費等の納入金が所定の期日までに未納の者は評価をしない。

(追試験)

- 第8条 期末試験で学則施行細則第15条が定める欠席規定に添って欠席扱いを免除した者については、学科長が追試験の判断をする。
2. 追試験当日は、学生は必ず学生証を提示しなければならない。やむを得ない理由で学生証を提示できない場合は仮学生証の発行を受けて試験時間開始後15分以内に試験会場に入室しなければならない。
  3. 定期試験規定に準じて実施する

(再試験)

- 第9条 評価試験の合計が不合格（59～0点）の者については、再試験を行い、その評価は最高Dとする。
2. 再試験の受験は各学期1科目について原則1回限りとする。第6条学外での現場実習も同様とする。
  3. 再試験の評価については再試験のみの結果を評価とする（確認試験を含まない）。  
再試験が不合格の場合、中間・卒業進級判定会議にて進級・卒業について決定される

(試験の方法)

- 第10条 評価試験は筆記試験、口頭試験、実技試験、レポート課題で行う。
2. 試験（授業）開始15分までの試験場への入室は遅刻とする。遅刻の場合の試験延長は行わない。それ以後の入室の場合は欠席とし試験評価は行わない。  
評価試験の日時及び方法はシラバスに明記し、施行の1週間前までに公示する。
  3. 評価試験は監督者の指示に従うこと。
  4. 筆記用具（鉛筆、消しゴム）等は各自用意し試験会場では貸借または共用してはならない。
  5. 遠隔授業で試験を行う場合は第2項を準用する。その他の遵守すべき事項等は試験監督者の指示に従う

(不正行為)

- 第11条 評価試験において以下の不正行為をした場合は、学則第25条により処分する。
- (1) 持ち込みが認められた以外の物を披見した者。
  - (2) 他人の答案を見たり、他人に答案を見せた者。相互に連絡した者。
  - (3) 許可なく座席を離れた者。
  - (4) 騒音を発し、試験を妨害した者。
  - (5) 机等に書き込みをした者。

- (6) 代人受験を行った者。
  - (7) その他の不正と監督者がみなした行為を行い、また監督者の注意に従わず、受験態度不良の者。
  - (8) 評価試験時、レポート試験時における生成 AI 活用の不正行為は別に定める
2. 受験中、不正行為があった場合、即時退出処分を命じ、原則として全科目の単位認定は行わない。
  3. 不正行為者は第 27 条「懲戒」の対象となる

(卒業進級判定会議、中間卒業進級判定会議の設置)

第 12 条 学校長は進級及び卒業に関する事項について審議、決定するため、次の会議を実施する。

中間卒業進級判定会議

卒業進級判定会議

- 2 学校長が必要に応じて、前項の会議を招集する。
- 3 第 1 項の会議は、学校長、事務局長、教務部長、事務部長、学科長、学生サービスセンター長の職員をもって構成する。

(卒業・進級基準)

第 13 条 学年ごとに各必修科目合格（第 5 条）の評価を得た者は必要単位修得者となり、進級することができる。

2. 卒業時までに関カリキュラム全科目を履修単位修得し、卒業判定会議にて学校長が適当と認めた者は卒業となる。
3. 各学年必修科目の未履修および単位未修得（第 5 条の不合格）がある者は留年対象となる。（単位追認措置規程該当者を除く）
4. 第 3 項の単位未修得者は単位追認措置制度にもとづく単位追認試験、特別補講を実施する場合がある。
5. 柔道整復師科・鍼灸師科においては、実技認定試験（認定実技審査）にも合格が必要となる。
6. その他、各科規程に準じる。

(条件付き進級) 以下仮進級と記す

第 14 条 第 13 条第 3 項～第 5 項の規定に関わらず、留年対象者で当該学年に配当されている必修科目数の合計が 30% を超えない未修得科目数である場合、仮進級とする場合がある。仮進級者の認定については、別に定める進級・卒業規定に伴い、中間・進級判定会議の議を経て、学校長が行う。

- 2 理学療法士科 I 部、理学療法士科、スポーツ理学療法士科、理学療法士科 II 部、は 3 年次から 4 年次への仮進級は認めない。

(単位追認措置規程)

第 15 条 各科目が E 評価になった者および、再試験で科目の評価が不合格の者（F 評価）に卒業進級（中間）判定会議を経て、単位追認措置を実施する場合がある。実施については卒業進級判定会議にて学校長の判断による。

2. 単位追認措置制度の該当者及び実施方法については卒業進級判定会議にて学校長の判断により決定する。実施方法は下記のとおりとする。
  - ・特別補講
  - ・単位追認試験
3. 単位追認措置の特別補講を受講する場合は、1 科目につき 2 万円を指定の期日までに納入しなければならない。
4. 単位追認措置規程の実施詳細については別にこれを定める